

重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理

弁護士 藤本和也

1. はじめに

生損保各社は保険契約から反社を排除するため、保険約款に暴力団排除条項を導入した。暴排条項は、保険法の重大事由解除における包括条項の具体化であると整理された。

もっとも、重大事由解除に基づく反社会的勢力排除に関しては、未だ十分に議論がなされたとはいえない論点がある。属性のみに基づく重大事由解除権行使が可能であるとしても、個別の属性と「信頼関係破壊」要件の関係については検討が十分とはいえない。また、「信頼関係破壊」を判断する際に行為要件を考慮し得るとしても、如何なる行為であれば考慮できるのかについては検討の余地がある。さらに、近時、属性のみで重大事由解除権行使を認める考え方が幾つか示されたが、それらが提起する問題点は検討を要すると思われる。

2. 報告において言及する問題点

報告においては、重大事由解除に基づく保険契約からの反社会的勢力排除に関する問題点に言及する。それらは、重大事由解除の包括条項における「信頼関係破壊」要件に関係している。

(1) 反社の中には、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ（政治活動標榜ゴロ・えせ右翼、えせ同和等）、特殊知能暴力集団など様々な者が存在する。しかし、これら個別の属性と「信頼関係破壊」要件との関係は十分に議論されていないのではなかろうか。また、「信頼関係破壊」要件の存否については属性要件のみならず行為要件をも考慮して判断することは妨げられないが、個別の暴力的要求行為や不当要求行為と「信頼関係破壊」要件との関係については議論が十分ではないと思われる。

(2) 暴力団は対立抗争を行うことが不可避な存在であるとしても、対立抗争と「信頼関係破壊」要件はどのように関係するのかについては明らかにされていない。また、反社排除の社会的要請が存在しているという事実が「信頼関係破壊」要件の判断にどのような影響を及ぼすのかについても明らかにされていない。

そもそも、社会規範が徹底的な反社排除を求める方向に変化したとしても、そのような社会規範の変化は保険者と保険契約者等との「信頼関係」に変容をもたらすのである

うか。保険契約者等が「公序良俗に反する集団に属する」ことをもって「信頼関係破壊」要件の充足を認めることができるのかという疑問も生じることになる。

(3) 近時、反社属性のみで重大事由解除権行使を認める幾つかの見解が示された。それらは、そもそも反社との「信頼関係」形成は不可能であるのか否か、保険契約締結時点において契約者等が既に反社に該当していた場合には「信頼関係破壊」が生じるのか否か、重大事由解除権を行使するためには保険契約締結時において告知や表明確約といった要件を加重する必要はあるかといった興味深い問題を提起している。

3. 報告の目的

以上の問題点につき、「保険者は、保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為を行わないことを信頼して保険契約を締結するのであり、保険契約者等が将来において保険金の不正取得等を行う蓋然性が高い集団に属すること自体、保険者との信頼関係を破壊する事情であるというべきである」ことから、反社属性のみで信頼関係が破壊されることにより重大事由解除権の行使を可能とする見解¹を踏まえた検討を行う。

本報告は、重大事由解除の包括条項や「信頼関係破壊」要件の機能と限界を明確化することを目的としている。

¹ 藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」保険学雑誌 621号（2013）。